

2026.01.01

# 2026 年 JMRC 関東・JMRC 東北ラリー統一規則 (案)

本規則は関東地区の JMRC 関東ラリーカップ（以下、「関東戦」という）、群馬ラリーシリーズ（以下、「群馬戦」という）、JMRC 長野県ラリーシリーズ（以下、「長野戦」という）、**JMRC 東北ラリーシリーズ（以下、「東北戦」という）**に適用する。

なお、JAF 東日本ラリー選手権（以下、「地区戦」という）にも適用されるが、JAF 日本ラリー選手権規定及び JAF 東日本ラリー選手権統一規則を上位規則とする。

## 第 1 章 大会告知

### 第 1 条 競技会特別事項

本規則を適用するオーガナイザーは当該競技会の特別規則書に各項目を明記すること。

○公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した JAF 国内競技規則およびその細則、ラリー競技開催規定、JMRC 関東・JMRC 東北ラリー統一規則および本競技会特別規則書に従って開催される。

○プログラム

○競技会の名称

○競技の格式

○競技種目

○開催日程および開催場所

○競技会本部（HQ）

○コース概要（※総走行距離、SS 距離、SS 本数、路面等）

○オーガナイザー

○組織

○参加申込受付期間

○参加申込および問い合わせ先（大会事務局）

○レッキの実施方法

○タイムコントロール（※アーリーアライバルの有無等）

○スペシャルステージ（※計時方法（1/10 秒等々））

○整備作業 ※リモートサービス・フレキシサービスの有無

○賞典

○その他

○細則

細則 1. アイテナリー

- 細則 2. レッキのスケジュール
- 細則 3. コンペティターズリレーションズオフィサー (C R O)
- 細則 4. 信号灯によるスタート手順
- 細則 5. ゼッケンおよび広告
- 細則 6. スーパースペシャルステージ (設定される場合)

## 第2章 車両に関する基準規則

### 第2条 参加車両

参加できる車両は、当該年の JAF 国内競技車両規則 第 2 編ラリー車両規定に定める R R N 車両、R J 車両、R P N 車両、R F 車両、A E 車両、2002 年ラリー車両規則に定められた R B 車両とする。

**R B 車両は地区戦には参加できない。**

### 第3条 クラス区分

- 1 クラス：気筒容積 2500cc を超える 4 輪駆動車両 及び  
気筒容積区別なしの R R N 車両
- 2 クラス：気筒容積 1500cc を超える 2 輪駆動車両 及び、  
気筒容積 1500cc を超え 2500cc を含み 2500cc までの 4 輪駆動車両。
- 3 クラス：気筒容積 1500cc を含み 1500cc までの車両 及び  
2006 年以降登録の気筒容積 1600cc 以下の RPN 車両。
- 4 クラス：気筒容積区別無しの AE 車両と AT 車両  
※ A T 車両に関して車両重量が 2 トン以下で且つ気筒容積 2500cc 以上の  
4 輪駆動車両は除く

**地区戦以下すべて共通**

### 第4条 タイヤ

- 1) 当該年の J A F 国内競技車両規則第 2 編ラリー車両規定に定めるタイヤとし、銘柄によるタイヤ規制は行わない。  
ただし、「M+S」(Mud & Snow) の表示があるタイヤ（ラリータイヤ等）以外を使用する場合は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。
  - (1) タイヤ接地面にタイヤを 1 周する連続した複数の縦溝を有していること。縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。
  - (2) 当該縦溝はトレッドウェインジケータ（スリップサイン）が出るまで維持されること。
- 2) クラスごとにタイヤ幅に制限を設ける。
  - 1 クラス：最大幅 245 ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

2 クラス：最大幅225ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

3 クラス：最大幅215ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

4 クラス：最大幅225ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

※R J車両及び4 クラスの車両重量が1.5トン以上の車両については同一車両形式のカタログに記載されているタイヤサイズを最大値とする。

#### 地区戦以下すべて共通

### 第5条 ホイール

1 クラス：最大直径 18 インチ 最大幅 8.5 インチ

2 クラス：最大直径 18 インチ 最大幅 7.5 インチ

3 クラス：最大直径 18 インチ 最大幅 7.0 インチ

4 クラス：最大直径 18 インチ 最大幅 7.5 インチ

※R J車両及び4 クラスの車両重量が1.5トン以上の車両については同一車両形式のカタログに記載されているホイールサイズを最大値とする。

#### 地区戦以下すべて共通

### 第6条 安全ベルト

安全ベルトはJAF国内競技車両規則 第2編ラリー車両規定 第2章安全規定に合致したものとし、5点式以上を必着とする。

車体側へのハーネスの取り付け方法は、当該年度 JAF 国内競技車両規則 細則 ラリー競技 およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱 4.車体側への取り付けに準拠すること。

なお、ハンス専用シートベルトの装着を強く推奨する。ハンス専用シートベルトをハンス無しで利用することを禁止する。

#### 地区戦以下すべて共通

### 第7条 音量規制

1) 吸気系における空気を取り入れるためのダクトの追加は禁止する

2) エアクリーナーエレメントの交換は当初の方式を保っていれば自由、なおエアクリーナーボックスは当初のままでなければならない

3) 触媒コンバーター以降の排気管及びマフラーについて車検（国土交通省が行う自動車検査登録制度）合格時の物を使用すること。

なお、各競技会特別規則書に上記 1) 、 2) 、 3) を削除することは制限しない。

### 第8条 前部霧灯（通称：補助灯）

- 1) 取付け出来る補助灯は2灯までとし、点灯時は車幅灯および番号灯と連動しなければならない。また照射部の取り付け高さはヘッドライトの上縁を超えないこと。
  - 2) ヘッドライトより高いボンネット上に2灯または4灯の補助灯を取付けた場合、より高い位置の2灯をヘッドライトのハイビームとすることにより認められる。
  - 3) 車両に標準装備のフォグランプを含め、同時点灯出来るヘッドライトと補助灯は合計で6灯までとする。
  - 4) 4灯一体型ヘッドライト装着車両に2個以上の補助灯を取り付ける場合は、同時に8灯点灯にならないようにすること。
- なお、取り付けに際し不明な場合はJAF国内競技車両規則 第2編ラリー車両規定 第3章/第4章/第5章内の各車カテゴリーにある前部霧灯（フォグランプ）の項を参照する。また、RF車両についても道路運送車両法の保安基準に適合した取り付けを行うこと。
- 5) 補助灯として横長LED 照明装置（LEDライトバー）を装着する場合、以下の各項に従うこと。
    - (1) LEDライトバーを前部霧灯として使用する場合、数は2灯以下とし車両中心より左右対称であり、**その照射部はヘッドライトオービームの照明部より上にならないこと**。また点灯時には車幅灯、尾灯、ナンバー灯が同時点灯すること。
    - (2) LEDライトバーをヘッドライトのハイビームとして使用する場合、取り付けは2灯又は4灯とし左右対称であり、照射光線は進行方向を正射しなければならない。またロービームに切り替えた場合は消灯すること。かつ、点灯時には車幅灯、尾灯、ナンバー灯が同時点灯すること。
    - (3) LEDライトバーをヘッドライトのロービームとして使用する場合、取り付けは2灯とし左右対称であり、照射光線は進行方向を正射し**光軸の水平面以下**でなければならない。また照明部は車体の最外側から400mm 以内であること。かつ、点灯時には車幅灯、尾灯、ナンバー灯が同時点灯すること。
    - (4) LEDライトバーを上記(1)～(3)以外の照明として使用する場合、取り付けは左右対称に2灯とし、照明部の内端は600mm以上の間隔があること。また灯火の色は白色とし照度は1440カンデラ以下であること。
    - (5) 上記(1)～(4)いずれの場合も、点灯のための配線は車体外部に露出してはならず、緩衝性のない鋭角を持つ取り付け具は使用出来ない。※上記LEDライトバーを含め補助灯火を使用する場合は、JAF国内競技車両規則 第2編ラリー車両規定に従うこと

## 第9条 けん引用穴あきブラケット

前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。このけん引用穴あきブラケットは車両が自由に移動できる場合（けん引時）にのみ使用されるものとする。また、このブラケットは明確に確認でき、黄、赤、またはオレンジ色で塗装されていなければならない。**取り付け場所が視認できない場合は、黄色・赤色またはオレンジ色の矢印で穴あきブ**

**ラケットの位置を明示すること。**また、各車両用に純正にまたは標準装備されている牽引部分／純正の緊急用・牽引工具も認められる。

## 第10条 最低地上高

最低地上高は道路運送車両法に則り、9cm（アンダーガードを含む）以下にならないこと。

## 第3章 競技参加に関する基準規則

### 第11条 参加資格

- 1) 参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、JAF発給の競技運転者許可証を有する者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、参加車両の運転に有効な自動車運転免許証と有効な競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 3) 1台の参加車両に搭乗するクルーは、ドライバーおよびコ・ドライバーの2名とする。

### 第12条 参加申込方法および参加受理

- 1) 参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名：ヤリス、マーチ等）を入れること。
- 2) 正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。参加不受理の場合は参加料及び保険料が全額返還される。但し、事務手数料として2,000円を参加申込者の負担とする。
- 3) 参加受理の諾否は**主催クラブHPへの掲出やメール送付等**にて通知する。
- 4) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

### 第13条 保険

- 1) 当該競技会に有効な対人賠償保険および搭乗者保険の加入を義務とする。オーガナイザーが認めた場合は、JMRC関東ラリー共済、**JMRC東北ラリー共済及び全国ラリー共済**の適用も可とする。なお、詳細は各競技会特別規則書による。
- 2) JMRC関東ラリー共済を使用する場合、JMRC関東の加盟クラブ・団体に登録していなければならない。また、搭乗者保険は含まれていないが、JMRC関東スポーツ安全保険C区分・B区分又はJMRC関東見舞金を搭乗者保険として適用できる。  
**なお東北地区の競技会ではJMRC関東ラリー共済は使用できないため、下記4)の全国ラリー共済を使用すること**
- 3) JMRC東北ラリー共済を使用する場合、JMRC東北の加盟クラブ・団体に登録してい

なければならない。また、搭乗者保険は含まれていないが、JMRC東北スポーツ安全保険C区分・B区分又はJMRC東北見舞金を搭乗者保険として適用できる。

4) 全国ラリー共済を使用する場合、JMRC等への加入は問わない。また搭乗者補償が、死亡のみのため、ケガ等のためにスポーツ安全保険C区分・B区分、地区見舞金の加入を強く推奨する。未加入の場合はケガ等が補償されないうえでの加入の合意書の提出を義務とする。なお、群馬戦に関しては、スポーツ安全保険または地区見舞金の加入を義務とする。詳細はJAF東日本ラリー選手権のHP(<https://ejrc.jmrc.jp/mutual.php>)を参照すること。

5) スポーツ安全保険及び地区見舞金の加入については別途、オーガナイザーに申し出ること。

6) オーガナイザーの用意した保険の詳細は各競技会特別規則書による。個人で加入する場合は、その旨オーガナイザーに申し出たうえ、当日その保険証券または保険契約証明書を参加確認時に提示すること。

## 第14条 参加費割増

JMRCに加盟しているJAF 登録クラブ・団体及びJMRC承認チームに所属していないクルーは当該競技会の参加料に1人当たり5000円増額とする。虚偽の申告があった場合には罰則を与える場合がある。

加盟している JMRC 地区については、関東、東北地区以外でも可とする。

## 第15条 参加者に対する指示および公示

JAF 国内競技規則 細則のラリー競技開催規定 細則 スペシャルステージラリー開催規定第4条 公式書類に従う

なお、早急な伝達方法として参加者及びクルーへの参加申込時に登録されたメールアドレス宛への通知や RallyStream を使用して行う場合もある

## 第16条 参加確認

定められた時間内に、参加者、ドライバーおよびコ・ドライバーは、各々本人が下記の書類を参加確認受付時に提出すること。

- 1) ドライバーおよびコ・ドライバーの自動車運転免許証
- 2) ドライバーおよびコ・ドライバーの競技運転者許可証
- 3) 競技参加者許可証
- 4) 自動車検査証
- 5) 自動車損害賠償責任保険証
- 6) ラリー競技に有効な対人賠償保険および搭乗者保険証（人身傷害、共済等）の加入が確認できる書類等

- 7) JMRC の加盟を証明するもの（スポーツ安全保険加入証他）
- 8) その他、必要な場合は、「臨時運行許可証（臨時運行許可申請書）」、「自動車カルネおよび登録証書」等

## 第17条 クルーおよび参加車両の変更

- 1) 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。ただし、コ・ドライバーおよび参加車両については、参加者から参加確認受付終了までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。事務手数料については各競技会特別規則書にて提示される。
- 2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

## 第18条 車両検査

JAF 国内競技規則 細則のラリー競技開催規定 細則 スペシャルステージラリー開催規定第10条に従う  
⇒2026年からこの表記に

## 第4章 競技の安全に関する基準規則

### 第19条 安全装備

- 1) クルーが着用するもの：
  - (1) JAF 国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従ったヘルメット
  - (2) JAF 国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」細則に従ったレーシングスーツ
  - (3) ドライバーはグローブを着用すること。
  - (4) JAF 国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従った頭部及び頸部の保護装置（FHR システム）（強く推奨）  
レーシングスーツについては国内格式基準に準拠したもの着用を強く推奨する。  
なお、FIA 公認の FHR システムについては群馬戦では必着とし、他は強く推奨する。  
FHR システムの着用に伴うシートベルトの取り付けに関しては、FIA ガイドライン『Guide and installation specification for HANS® devices in racing competition』または『Guide and installation specification for Hybrid & Hybrid Pro devices in racing competition』を推奨する。
- 2) 参加車両に搭載するもの：
  - (1) 非常用停止表示板（三角）2枚
  - (2) 片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3判のカード2枚
  - (3) 非常用信号用具

- (4) 牽引用ロープ
- (5) 救急薬品
- (6) 各車両規定に定められている仕様の消火器

## 第20条 競技クルーの安全

JAF国内競技規則 細則のラリー競技開催規定 細則 スペシャルステージラリー開催規定第  
**29条16**他を再掲出するので遵守すること。

### 第29条16. 競技クルーの安全

- 1) スペシャルステージで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を車両と同じ側に配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
- 2) 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3判のカードが搭載されており、救急医療措置が必要な場合または消火が必要ない場合は、「OK」の面をすべての後続車両に明瞭に提示すること。また他に援助を行おうとしている者（ヘリコプター等）があれば、それらに対しても同様に提示すること。停車車両がコース上の場合は、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し、当該区間最終参加車両通過まで合図すること。
- 3) その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
- 4) 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は作業を中断し安全な場所へ退避すること。
- 5) 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
- 6) クルーが車両から離れる場合は、後続車にはっきりと見える場所に「OK」の面を提示しておくこと。
- 7) 近接した地点に複数車両が停止した場合、夫々の車両が上記1)～6)を実施すること。
- 8) 救急医療措置が必要な場合または消火が必要な場合は赤色の「SOS」の面を提示すること。これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらの提示もなく、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内および／または車両の外にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。
  - ①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントかストップまで行く。
  - ②それ以降のすべての後続車は緊急車のための車幅をあけて停止し、援助を行う。

なお、後続車が援助にあたる場合、少なくともクルーの1人は以降の後続車への告知対応を行うこと。

9) 上記 2) または 8) の場合で、いかなる理由においても「OK」「SOS」の面を提示することが可能でない状況にあるときは、車外でクルーによって示される明らかで明確に理解できるジェスチャーで置き換えることができる。

－腕を上げ、親指を立てて示す「OK」（図 1）

－頭の上で腕を交差して示す「SOS」（図 2）



図 1



図 2

10) 上記一連の緊急措置はロードブックにも明記しなければならない。また、これらの緊急措置に従わなかったクルーは、審査委員会に報告される

11) リタイヤしたクルーは、リタイヤ届けおよびタイムカードを必ずオーガナイザーに提出しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される

12) クルーメンバー以外の人が負傷する事故に関わった場合、クルーは直ちに停車して、スペシャルステージでの事故の手順に従わなければならない

19. 他の車両に追い付かれたクルー／車両は、安全に追越しをさせるために必要な行動をとらなければならない。これは車両の問題でタイムを落としている場合や、コースを逸脱し再スタートした場合に特に当てはまる。追い越される準備が整ったことは、適切な方向指示器の操作にて示すこと（例：左ウインカーは、追い越される車両がコースの左側に寄ったまましていることを示す）。追い越される車両は、充分な道幅のあるところで左に寄る、または安全な場所に停止するなど、追越しに必要なあらゆる運転操作をすること。車両に車対車通信装置が備えられている場合、最初の追越し要求からこの規則が適用される。双方のクルーは危険なく追越しを完了させる責任を負う。

## 第5章 参加者の遵守事項

### 第21条 参加者の遵守事項

JAF国内競技規則 細則のラリー競技開催規定 細則 スペシャルステージラリー開催規定第33条を再掲出するので遵守すること。

### 第33条 一般規定

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
2. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。

- 3. 競技役員の指示には従うこと。**
- 4. クルーは常にスポーツマンシップに則ったマナーの下に行動し、マナーに反する言動や態度をとってはならない。**
5. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。
6. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
7. クルーは指示された行程（サービスパークを含む）を正確に維持しなければならない。特に、ロードブックに記載されたルートから逸脱して走行してはならない。この行程はロードブックにおいて、道順を示すコマ図と、コマとコマの間についての間をつなぐ道路によって定義される。なお何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。
8. 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員に離脱、リタイヤ届けおよびタイムカードを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
9. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。ただし、次のレグでの再スタートを予定している場合は除く。

## 第 22 条 動画等の権利

競技中に撮影した動画映像画像の権利は各主催者にある。撮影したエントラントが個人で楽しむことは自由だが、不特定多数の方への一般公開・またスポンサー資料等に利用する際には、事前に各主催者に連絡し許可を得ること。

なお、インカー撮影用の機材の取り付けについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従うこと。

## 第 6 章 競技に関する基準規則

### 第 23 条 ブリーフィング

**JAF 国内競技規則 細則のラリー競技開催規定 細則 スペシャルステージラリー開催規定第 13 条に従う**

### 第 24 条 燃料補給および充電

**JAF 国内競技規則 細則のラリー競技開催規定 細則 スペシャルステージラリー開催規定第 19 条に従う**

## **第25条 整備作業の範囲**

JAF 国内競技規則 細則のラリー競技開催規定 細則 スペシャルステージラリー開催規定第17条に従う（2026年からこの表記に）

## **第26条 リスタート**

JAF 国内競技規則 細則のラリー競技開催規定 細則 スペシャルステージラリー開催規定第20条に従う（2026年からこの表記に）

## **第7章 抗議および損害の補償他**

### **第27条 抗議**

JAF 国内競技規則 細則のラリー競技開催規定 細則 スペシャルステージラリー開催規定第34条に従う

### **第28条 損害の補償**

- 1) 参加者は参加車両及びその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、また道路施設等を損壊した場合、その責任を自己が負わなければならない。  
参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などに対してJAF 及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者は一切補償責任を負わない。
- 2) 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車及びその器材、道路施設等との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

### **第29条 練習走行の禁止**

公道での練習走行を禁止する。発覚した場合、**東北、関東地域の競技会**に参加を拒否することがある。

## **第8章 競技会の成立、延期、中止、または短縮**

### **第30条 競技会の成立、延期、中止、または短縮**

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の延期、中止または短縮を行う場合がある。
- 2) オーガナイザーは参加申込み締め切り後、参加台数が20台に満たない場合は競技を中止または延期することができる。
- 3) 参加申し込み締め切り後、天災により物理的にラリー開催が不可能となった場合、オーガナイザーの財政保護を目的に、返却する参加費から10%（1,000円未満は切り捨て）の金額および事務手数料（各競技会特別規則書による）を参加費申し込み費から引いて返却することが出来る。

## 第9章 賞典およびシリーズ表彰

### 第31条 賞典

#### 1) シリーズについて

各シリーズの競技会数、シリーズ成立戦数、有効戦数、最低参加戦数、クラス成立台数、ポイント付与条件は下記の表とする。

	競技会数	成立戦数	有効戦数	参加戦数	クラス	ポイント付与条件
関東戦	10戦	3戦	全戦	1戦	1台	JMRC加入(地区問わず)
東北戦	3戦	2戦	全戦	1戦	1台	JMRC加入(地区問わず)
群馬戦	5戦	2戦	全戦	2戦	1台	無し
長野戦	4戦	2戦	全戦	2戦	1台	JMRC加入(地区問わず)
地区戦	6戦	3戦	6戦	1戦	3台	無し

#### 2) シリーズポイント

各クラス共ドライバー、コ・ドライバーに対し参加台数に関わらず下記のポイントとし、  
地区戦、群馬戦以外は、シリーズ最終戦までに JMRC 登録クラブ（地区は問わず）に加入  
することをポイント付与条件とする

※関東戦は別途記載

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	完走	出走	付与条件
地区戦													無し
東北戦	20	15	12	10	8	6	4	3	0	0	0	0	JMRC加入(地区問わず)
長野戦													JMRC加入(地区問わず)
群馬戦									2	1			無し

#### ●関東戦

- ・各クラス共、ドライバー・コドライバーの1位～3位にポイントを与える。
- ・ポイントは、オーガナイザーが競技開催後にJAFに提出するアイテナリに基づくSS距離1kmに付き1点としてポイントを与える。（端数は切り捨て）  
ただし、SS 総距離が50kmを超える競技会にあっても、与えられるポイントは最大50点までとし、SS 総距離が20km以下の競技会にあっても、与えられるポイントは20点とする。
- ・ポイント配分（全戦有効・最低参戦数1戦以上・参加台数による係数無し）

1位：上記ポイント

2位：1位の獲得した得点の半分（小数点切り捨て）

3位：2位の獲得した得点の半分（小数点切り捨て）

#### 3) シリーズ表彰

### ●関東戦

各クラスドライバー、コ・ドライバー両部門を6位まで表彰する。複数名の競技者が同一の得点を得た場合は、1回のポイント数の多いものとする。

それでも決まらない場合は、JMRC関東シリーズ運営委員会の判断とする。

### ●東北戦

各クラスドライバー、コ・ドライバー両部門を6位まで表彰する。2戦以上出場した者が6名に達しないクラスは、1戦出場した者も含め6名を表彰対象とする。

### ●群馬戦

各クラスドライバー、コ・ドライバー両部門を6位まで表彰する。複数名の競技者が同一の得点を得た場合は、**当該年の群馬ラリーシリーズ統一規則に従う。**

### ●長野戦

各クラスドライバー、コ・ドライバー両部門を3位まで表彰する。複数名の競技者が同一の得点を得た場合は、地方選手権の規定に従う。

※すべてのシリーズに置いて各クラスの参加台数により、表彰人数を変更する場合がある

### 地区戦

各クラス6位までJAFが表彰し、同ポイントの場合は下記のとおりとする。

1. 上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
2. 上記1によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
3. 上記2によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。  
①1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に当該クラスの地方選手権競技会に出場した回数の多い順に順位を決定する。  
②上記①以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

## 第32条 本統一規則の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

## 第33条 シリーズ罰則

- 1) 本規則に重大な違反した場合、本年度のシリーズポイント及び当該シリーズ参加資格を剥奪する場合がある。
- 2) 競技中にドライバーとコ・ドライバーが交代して運転した場合、入賞してもシリーズポイントを与えない場合がある。

### **第34条 本統一規則の施行**

本統一規則は、**2026**年1月1日より施行とする。